

給付金（年金・一時金）請求の際はマイナンバーカード（写）を添付ください。

給付金のお支払いの際に交付する源泉徴収票につきましては、これまで、一部の方（年金受取の方等）の分のみ税務署にも提出していましたが、令和8年1月からは、すべての方について当基金より税務署にも提出することが義務付けられました。

税務署に提出する源泉徴収票には、マイナンバーを記載する必要がありますので、給付金請求の際は、マイナンバーカードの写しを添付くださいますようお願いします。

なお、給付金の請求書は、退職等された際に、当基金より送付いたします。

※ご提出いただいたマイナンバーカードの写しは、法令、ガイドラインに基づき厳正に管理しています。当基金では、法定調書の作成に係る事務に限り使用し、処理が完了次第、マイナンバーカードの写しを速やかに破砕処理しています。